

組織再編税制の見直し(スピノフ税制の創設)

大綱
68~72
ページ

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

企業の機動的な事業再編成を促進する「スピノフ税制」の創設により、企業が事業環境の変化に合わせ、より効率的な事業形態を選択できるようにして、経営者による「攻めの経営」を推進して企業及び経済の更なる成長を図る。

(2) 内容

- ① 特定事業又は子会社を切り離すスピノフについて、スピノフを行う会社の譲渡損益や株主への配当について課税を繰り延べる制度が創設される。
- ② 子会社のスピノフ税制の創設に伴い、単独新設分社型分割又は単独新設現物出資後に100%子法人株式を対象とした現物分配を予定している場合の完全支配関係継続要件の見直しを行う。

(3) 適用時期

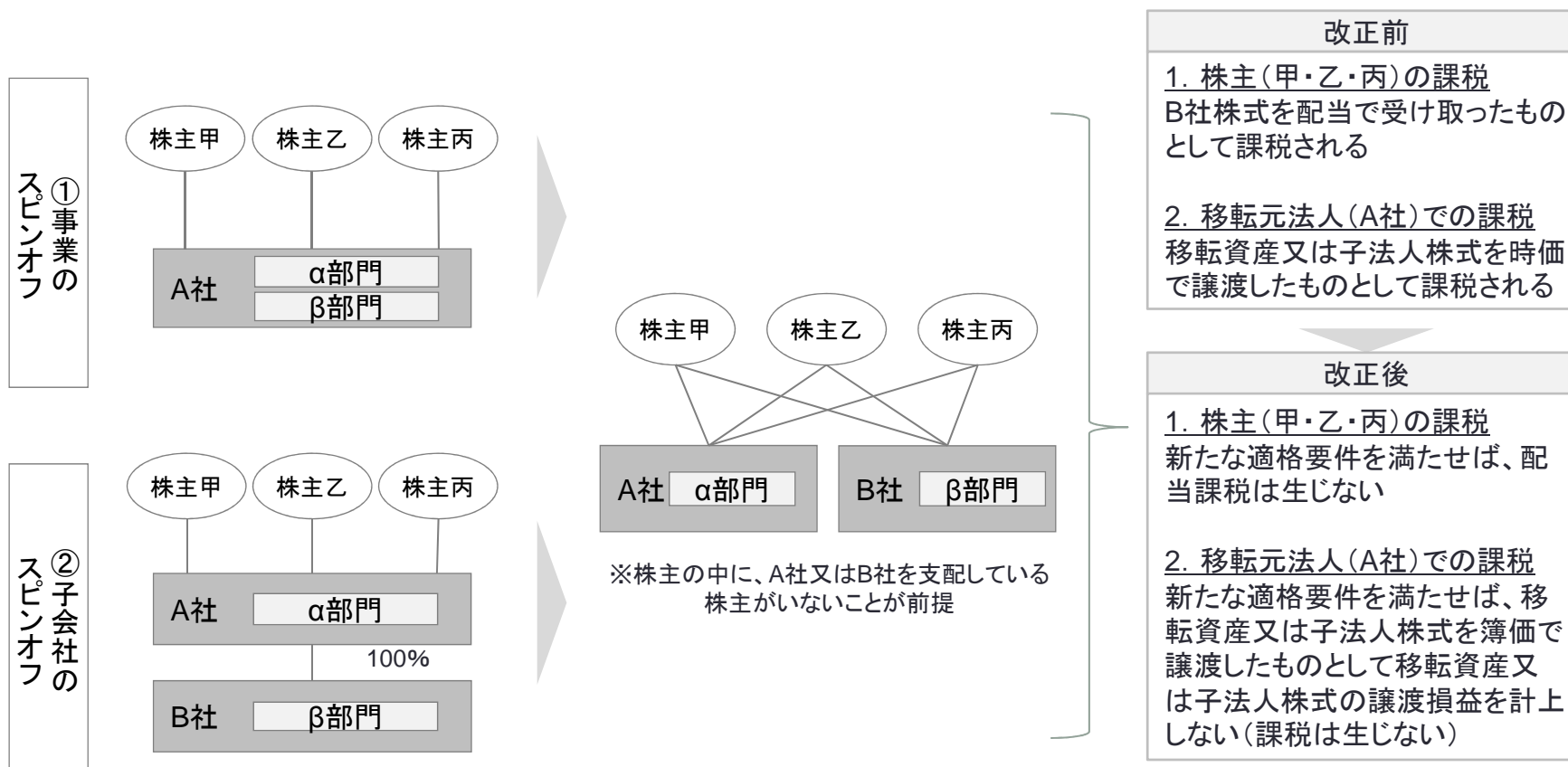
平成29年4月1日以降に行われる組織再編について適用する。

(4) 影響

スピノフにより、経営の独立、資本の独立、上場の独立による企業価値の向上が期待される。

2. 改正の趣旨・背景

支配株主がない企業が株主に対し子会社の株式を交付することにより、「特定事業」又は「子会社」を分離元企業から切り離す組織再編（スピンオフ）を促進する「スピンオフ税制」を創設し、企業が事業環境の変化に合わせ、より効率的な事業形態を選択できるように、経営者による「攻めの経営」を推進し、企業及び経済の更なる成長を図る。



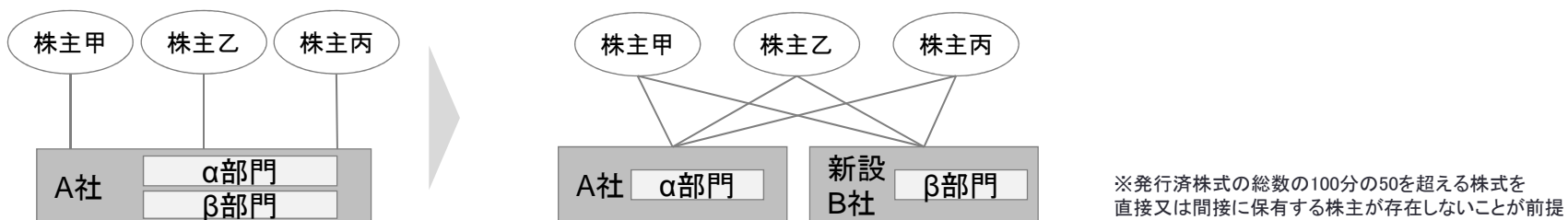
3. 改正の内容

(1) 事業のスピンオフ～単独新設分割型分割

改正前の制度では、支配株主が存在しない法人において、自社の既存事業を分割型分割により新設法人に切り出そうとした場合、適格のグループ内組織再編及び共同事業を行うための組織再編に該当せず、非適格組織再編とされていた。

新たに創設されるスピンオフの適格要件を充足した単独新設分割型分割については、適格組織再編とされ課税が生じないため、上場会社等における事業再編成が活性化することが期待できる。

【スキームのイメージ】



【課税関係】

(金銭等不交付の場合)

各当事者	課税関係	
	改正前(非適格)	改正後(適格)
分割法人の株主 (株主甲・乙・丙)	B社株式を配当として受け取ったものとみなして課税	課税なし A社株式のうち、分割純資産対応帳簿価額部分の譲渡を行ったものとし、譲渡対価及びB社株式の取得価額は分割純資産対応帳簿価額とする(簿価付替)
分割法人 (A社)	移転資産につき 譲渡損益課税	移転資産につき 譲渡損益課税なし(簿価移転)
分割承継法人 (B社)	移転資産につき 課税関係なし(時価受入)	移転資産につき 課税関係なし(簿価受入)

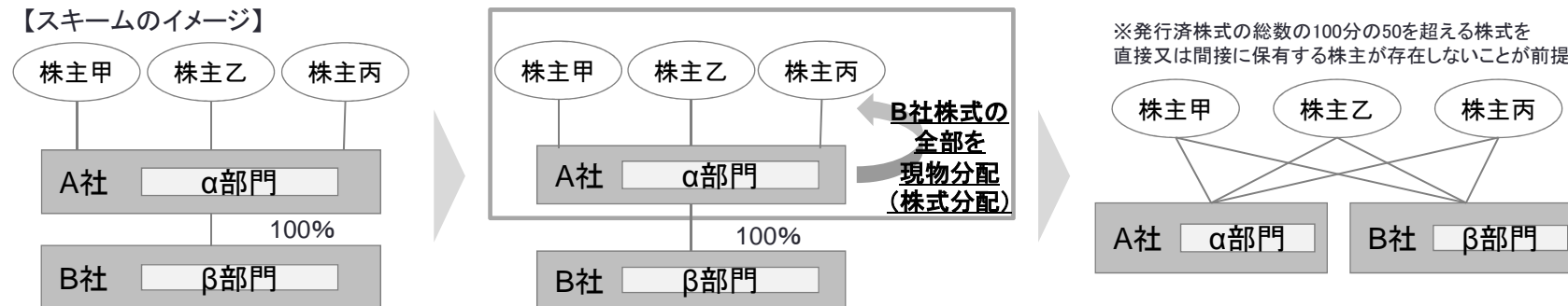
3. 改正の内容

(2) 子会社のスピンオフ～ 100%子法人株式の全部を分配する現物分配(株式分配)

改正前の制度では、完全支配関係のない法人又は個人株主が受け取る現物分配については配当として課税され、また、現物分配法人については、現物分配財産を時価譲渡したものとして課税されていた。

新たに創設されるスピンオフの適格要件を充足した現物分配(適格株式分配)については、株主においては旧株式の譲渡を行ったものとみなし、現物分配法人においては当該分配する100%子法人株式の譲渡損益を繰り延べ、前述の単独新設分割型分割と同様に課税が生じない措置が講じられる。

【スキームのイメージ】



【課税関係】

各当事者	課税関係	
	改正前	改正後
現物分配法人の株主 (株主甲・乙・丙)	○配当金 B社株式を配当として課税 (利益剰余金の配当等の 場合)	①配当金とされる部分 現物分配が新たな適格要件(適格株式分配)を満たさない場合には、B社株式の価額のうち、 資本金等の額を超える部分を原資とする金額を配当金とする(適格要件を満たせば配当金は 生じない)。 ②有価証券の譲渡損益 A社株式のうち株式分配対応帳簿価額部分(A社株式の譲渡原価)の譲渡を行ったものとし、 譲渡対価については下記に応じる。 ・A社の持株数に応じ、B社株式のみ交付→A社株式の譲渡原価(譲渡損益の繰延) ・上記以外の場合 →B社株式の時価(譲渡損益の実現)
現物分配法人 (A社)	(常に非適格に該当) ○B社株式の譲渡損益 B社株式の時価譲渡 ○現物分配時の源泉徴収 義務あり	○B社株式の譲渡損益 ・新たな適格要件に該当(適格株式分配)→B社株式の簿価譲渡(譲渡損益の繰延) ・適格要件に該当しない(非適格株式分配)→B社株式の時価譲渡(譲渡損益の実現) ○適格株式分配に該当すれば、現物分配時の源泉徴収義務なし

3. 改正の内容

(3) 新たに創設される事業のスピンオフの適格要件（新設分割型分割）

新たに創設される事業のスピンオフの適格要件は、従来の適格要件にはなかった、「スピンオフ前後に他の者による支配関係がないこと（後は見込み）」が設けられ、事業関連性は要件とされない。

その他の要件については、共同事業を行うための再編（分割型分割）における要件とほぼ同様のものが置かれている。

適格分割型分割の各要件		100% グループ 間	50%超 100% 未満	共同 事業	事業の スピン オフ
①金銭等不交付：分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式等のみが交付		○	○	○	○
②支配関係	完全支配関係（分割後も関係継続見込み）	○	-	-	-
	支配関係（分割後も関係継続見込み）	-	○	-	-
	非支配関係 分割法人が分割前に他の者による支配関係がなく、分割承継法人が分割後に継続して他の者による支配関係がない見込み	-	-	-	○
③株式継続保有： 分割法人の発行済株式の50%超を保有する株主がその交付を受けた分割承継法人の株式の全部を継続して保有することが見込まれること		-	-	○ (※1)	-
④事業関連性：分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業が相互に関連		-	-	○	-
⑤主要資産等引継：分割法人の分割事業の主要な資産及び負債が分割承継法人に移転		-	○	○	○
⑥従業者引継 分割法人の分割事業の従業者のおおむね80%以上が分割承継法人の業務に従事する見込み		-	○	○	○
⑦事業継続：分割法人の分割事業が分割承継法人において引き続き行われる見込み		-	○	○	○
⑧経営参画(a)又は事業規模(b) (a)分割法人の役員等のいずれかが分割承継法人の特定役員となる見込み （共同事業要件の場合には、分割法人の役員等のいずれかと分割承継法人の特定役員の内いずれかがともに分割後に分割承継法人の特定役員となる見込み） (b)分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業のそれぞれの売上金額、従業者の数若しくはこれらに準ずるものの規模の割合がおおむね5倍を超えないこと		-	-	○	○ (※2)

(※1) 今回の改正により、50%を超える株主がいなければ③は要件とされない

(※2) 経営参画(a)のみで判定

3. 改正の内容

(4) 新設される子会社のスピノフの適格要件(100%子法人株式の全部を分配する現物分配:適格株式分配)

新たに創設される子会社のスピノフ(株式分配)の適格要件は、従来の適格要件にはなかった、「スピノフ前後に他の者による支配関係がないこと(後は見込み)」が設けられている。

その他の要件については、共同事業を行うための再編(分割型分割)における要件とほぼ同様のものが置かれている。

適格株式分配の各要件		100% グループ間	子会社の スピノフ
①対価	現物分配法人の株主の持株数に応じて子法人株式のみが交付	-	○
②支配関係	完全支配関係(現物分配の直前まで)	○	-
	非支配関係 現物分配法人が現物分配前に他の者による支配関係がなく、子法人が現物分配後に継続して他の者による支配関係がない見込み	-	○
③従業者引継	子法人の従業者のおおむね80%以上がその業務に引き続き従事する見込み	-	○
④事業継続	子法人の主要な事業が引き続き行われる見込み	-	○
⑤経営参画	子法人の特定役員の全てがその現物分配に伴って退任をするものではないこと	-	○

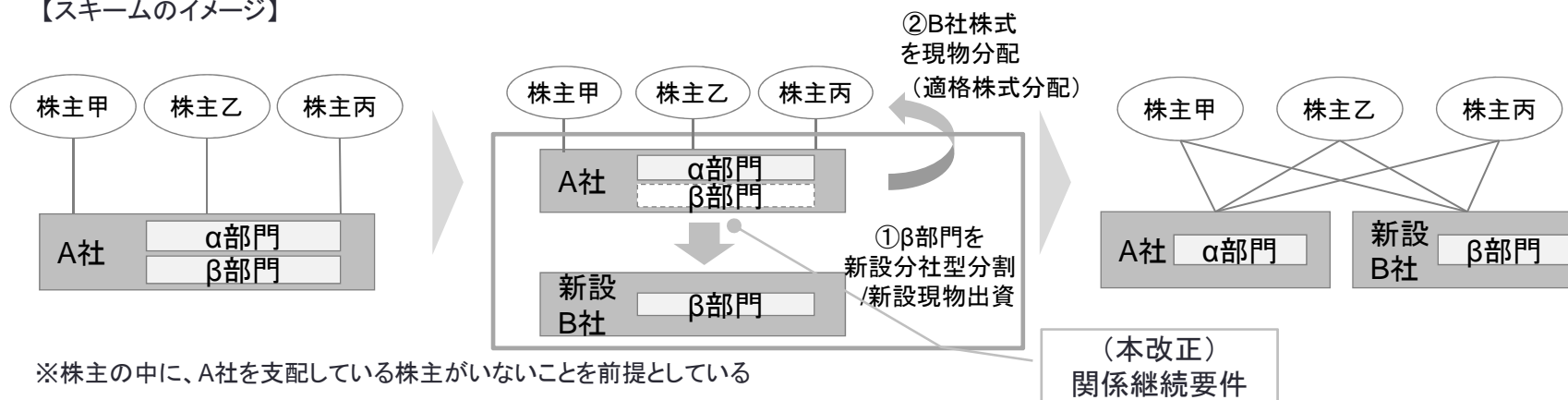
3. 改正の内容

(5) 分社型分割及び現物出資の完全支配関係継続要件の見直し

改正前の制度では、単独新設分社型分割又は単独新設現物出資後に、分割法人と分割承継法人の完全支配関係の継続が見込まれていない場合、非適格組織再編となっていた。

今回のスピンオフ税制の整備に伴い、①単独新設分社型分割又は単独新設現物出資後に②100%子法人株式を対象とした適格株式分配を予定している場合の完全支配関係の継続要件について、その適格株式分配の直前の時までの関係により判定するとの見直しがされている。

【スキームのイメージ】



※株主の中に、A社を支配している株主がないことを前提としている

【具体的な要件(支配関係継続要件)】

